

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則（第7号に掲げる用語にあつては、第180条第2項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、復興局復興推進課並びに<u>出納局</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">合議事項</th><th colspan="2">合議区分</th></tr><tr><th>本 庁</th><th>出先機関</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">[略]</td><td>会計管理者</td><td><u>出納局審査課</u> 審査指導監である出納員</td></tr></tbody></table>	合議事項	合議区分		本 庁	出先機関	[略]	会計管理者	<u>出納局審査課</u> 審査指導監である出納員	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則（第7号に掲げる用語にあつては、第180条第2項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、復興局復興推進課並びに<u>出納局総務課</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">合議事項</th><th colspan="2">合議区分</th></tr><tr><th>本 庁</th><th>出先機関</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">[略]</td><td>会計管理者</td><td><u>出納局会計課</u> 審査指導監である出納員</td></tr></tbody></table>	合議事項	合議区分		本 庁	出先機関	[略]	会計管理者	<u>出納局会計課</u> 審査指導監である出納員
合議事項		合議区分															
	本 庁	出先機関															
[略]	会計管理者	<u>出納局審査課</u> 審査指導監である出納員															
	合議事項	合議区分															
本 庁		出先機関															
[略]	会計管理者	<u>出納局会計課</u> 審査指導監である出納員															
	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出納局審査課</u>長である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(競争入札参加者の資格審査等)</p> <p>第108条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出納局会計課</u>長である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(競争入札参加者の資格審査等)</p> <p>第108条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項</p>															

(工事の請負にあつては、第3号に掲げる事項を除く。)を明らかにしなければならない。

(1) 調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下この節において同じ。)又は特定役務(特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。以下この節において同じ。)の種類

(2)～(4) [略]

5 [略]

(一般競争入札の公告)

第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日(1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日)」とあるのは「40日(一連の調達契約(特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。)のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。)」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日(1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日)」とあるのは「10日」とする。

(歳入金還付未済繰越金の歳入組入れ等)

第145条 [略]

2 指定金融機関は、資金交付の日から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を翌月の最初の営業日から5営業日までの間に送金等取消金納付書(様式第91号)により歳入金に納付し、歳入金還付未済金歳入納付報告書を会計管理者等に提出しなければならない。

(歳出金支払未済繰越金の歳入組入れ等)

第160条 [略]

2 指定金融機関は、資金交付の日から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を翌月の最初の営業日から5営業日までの間に送金等取消金納付書により歳入金に納付し、歳出金支払未済金歳入納付報告書を会計管理者等に提出しなければならない。

別表第1(第2条関係)

[略]

岩手県県北家畜保健衛生所
中央農業改良普及センター

(工事の請負にあつては、第3号に掲げる事項を除く。)を明らかにしなければならない。

(1) 調達をする物品等(特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。以下この節において同じ。)又は特定役務(特例政令第2条第4号イに規定する特定役務をいう。以下この節において同じ。)の種類

(2)～(4) [略]

5 [略]

(一般競争入札の公告)

第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日(1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日)」とあるのは「40日(一連の調達契約(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。)のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。)」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日(1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日)」とあるのは「10日」とする。

(歳入金還付未済繰越金の歳入組入れ等)

第145条 [略]

2 指定金融機関は、資金交付の日から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を翌月の最初の営業日から5営業日までの間に歳入金還付未済金歳入納付報告書を会計管理者等に提出し、送金等取消金納付書(様式第91号)により歳入金に納付しなければならない。

(歳出金支払未済繰越金の歳入組入れ等)

第160条 [略]

2 指定金融機関は、資金交付の日から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を翌月の最初の営業日から5営業日までの間に歳出金支払未済金歳入納付報告書を会計管理者等に提出し、送金等取消金納付書により歳入金に納付しなければならない。

別表第1(第2条関係)

[略]

岩手県県北家畜保健衛生所

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。